

3月12日正午で『デジアナ変換』が終了します。 デジアナ変換

ケーブルテレビの「デジアナ変換」でテレビをご覧の方はご注意ください。
画面の右上に「デジアナ変換」と表示されている場合は、3月12日正午からテレビが見られなくなりますので、それまでにアナログテレビをデジタル対応する必要があります。
もう一度ご確認をお願いします。



各戸に配布されています『お茶の間のテレビは大丈夫ですか?』のチラシも一緒にご覧ください。

■お問合せ 企画政策課 ☎22-2041

チャレンジひだかがわ 「わが町探訪」

日高川町青少年育成町民会議の事業の一環で、町内の小学3・4年生を対象に、町のすばらしさを知ってもらおうと、チャレンジひだかがわ「わが町探訪」を10月26日に実施しました。

子ども達は、椿山ダム周辺を散策しヤッホーポイントで山彦を楽しんだほか、製炭研修所やたにぐち和歌山工場、そして日高川鮎種苗センターを見学し、町の魅力に触れることができました。



▲椿山ダム湖の前で記念撮影
◀鮎の一夜干しを味わう

故郷の野山に ササユリが咲く風景を願って! ~リフレッシュエリアみやまの里森林公園でササユリの植栽会を実施~

ササユリの花▶

一般財団法人日高川町ふるさと振興公社(理事長:野手俊明)では、平成26年度の県の補助事業「地域ひとまちづくり補助事業」の採択を受けて、11月20日にリフレッシュエリアみやまの里森林公園でササユリの植栽会を行いました。

笠松小学校の全校児童、教職員、愛徳老人クラブ、地元区長、ササユリ普及協議会員、日高振興局、役場職員、公社職員等関係者約50名が参加し、バイオセンター中津の小早川センター長から説明を受けた後、藤棚ロードの法面などに約2,700個のササユリの球根を植栽し、植栽の証として記念杭を2本建てました。

かつては、野山に自然に観られたササユリは、獣害などによって生息数が激減し、ほとんど観ることができなくなり、絶滅が危惧される状況になっています。ササユリは6月中頃から下旬が見頃となります。藤棚ロードがピンク色に色づくことを願っています。



小早川センター長から説明を聞く様子



ササユリの球根を植える児童



笠松小学校 熊代校長と児童による記念杭建立の様子

おめでとうございます

平成26年度 健やか親子21全国大会 井原雅子さん 厚生労働大臣表彰

11月26日、健やか親子21全国大会における母子保健家族計画事業功労者の厚生労働大臣表彰が愛媛県松山市のひめぎんホールで開催され、日高川町母子保健推進員協議会会長の井原雅子さん(愛川)が表彰されました。

井原さんは、平成12年5月に和歌山県母と子の健康づくり運動協議会日高支部副支部長に、平成14年5月には同支部長に就任し、リーダーシップを発揮され管内市町の推進員をまとめ、その育成を図る等、母子保健の向上に多大に貢献されています。



~新成人のみなさまへ~ 20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような”万が一”の事態に備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう!

■国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの?

住民課、各支所地域振興課及び出張所、または年金事務所まで直接お手続きください。

■毎月の保険料はいくら?

国民年金保険料(定額)は月額15,250円(平成26年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。



■納付方法は?

納付書と口座振替があり、口座振替は窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引き落とされる翌月末振替とその月の月末に引き落とされる当月末振替(早割)があり、早割は月額50円が割引されます。口座振替で前納制度をご利用される場合は現金での前納に比べてさらに割引率が高くなります。詳しくは年金事務所(☎0739-24-0432)にお問合せください。

■払うのが困難なときはどうすればいいの?

若年者納付猶予制度や学生納付特例制度*などの保険料猶予制度を利用することができます。手続きは住民課、各支所地域振興課及び出張所、または年金事務所で行ってください。

*この制度のポイント

- ①一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて免除対象となるかの判定をしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高く、一般の保険料免除の対象とならない20歳代の方でも、これらの制度で対象となる場合があります。
※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。
- ②制度の対象で利用期間中にケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(子のある妻又は子)の方は遺族基礎年金を受けることができます。
※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以

上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。
③制度を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。これらの期間の保険料は、10年以内(例:平成26年4月分は平成36年4月まで)であれば古い期間から順番に納付していただけるようになっています(追納制度)。
※追納制度は、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予等の承認をうけた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701